

平成29年度事業外部評価(平成28年度実施事業)結果の公表

平成28年度に実施した計画事業22本、54実施事業について自己評価を行い、それをもとに事業外部評価委員会による外部評価を実施いたしました。

今回の外部評価は、次の4つの基本目標に対するコメントと、計画事業に対する取り組みの方向性を示しました。

この意見を踏まえ、今後の事業の改善に取り組むとともに、平成30年度の事業計画に反映してまいりますので、今後とも本会事業へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

基本目標Ⅰ 多様な主体の参加による支え合いの地域づくりの推進

インクルーシブ社会(共生社会)の構築が求められる今日、「多様な主体の参加による支え合いによる地域づくりの推進」は、社会福祉協議会が持つ情報・スキル・ネットワークを発揮して最も積極的に行っていくべき取り組みと言える。

多様な主体による自立生活を地域で支える取り組みを広げ、深め、地域に定着させることは容易なことではなく、誰にどのような働きかけをするのか、効果測定はどのように行うのか、より具体的な計画を県社協全体で共有するとともに、取り組みの経験の累積があるからそのノウハウにより立案し、組織が一体となって実行されることを期待する。

また、市町村社協が置かれている実態についても把握するとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進により貢献するために、県社協との協働が有効な事柄を見出し、取り組みを重ねることが重要と思われる。その場合、常に市町村社協との対話を続け、協働の合意形成、協働の課題や成果の共有に努めることが、より効果的な協働につながると考える。

ボランティアの発掘・育成は、多様な福祉事業の中でも、また、市町村社協、地区社協レベルにおいても大きな課題である。人間関係の希薄化、孤立が問題とされる今、「多様な人々」がどのように地域に目を向け、活動の一步を踏み出せるように導けるか、それに対して県社協として資金面の支援も含めどのような働きかけを行っていくのかを検討・実施し、啓発機能を果たしていくことに期待する。

権利擁護推進の取り組みは、生活困窮者の課題も広がる中で、日常生活自立支援事業、成年後見制度のほか、地域におけるさまざまな支援活動との連携によって行われる必要がある。県社協は、各地域の要支援者の特徴や支援の状況などをネットワークを活用して把握に努めるとともに、既存の活動にとらわれない、効果的な支援を見出せるよう力が発揮されることを期待する。

日常生活自立支援事業については、国の補助金算定方式の変更や他の事業を含めた総合的な枠組みの中での予算組みの変更等を背景に、十分な予算確保が大変厳しい状況であるようだが、地域で暮らす認知症高齢者の増加等が見込まれる中では、今後もさらにこの事業の必要性が高まっていくと思われる。国や県の施策動向を注視しつつ、事業実施に向けて十分な体制が組める見通しが得られることを期待したい。さらに、県社協の役割として、利用者の権利擁護を現場で支える市町村社協の専門員、生活支援員の育成支援にも一層力を入れていただきたい。

基本目標Ⅱ 安心して生活できるための福祉サービスの充実

「安心して生活できるための福祉サービスの充実」に向けて、民間企業やNPO法人などのさまざまな事業体の参入などにより、福祉の担い手の多様化は一層進んでいる。それぞれの主体が行う福祉サービスは、公的財源の課題等の影響を受けながら日々変化し続けており、その中で質の充実も大きな課題となっている。

県社協には、こうした実態を把握し、社会福祉法人・施設への支援同様、小規模の事業所、民間企業やNPO法人など多様な福祉事業体ともネットワークを広げ、経営やサービスの質の向上などの検討、共有の場を一層広げていくことを期待する。

さらに、福祉従事者には今まで以上に他分野の施設・事業所との連携を深め、分野横断的な視点を持つことが求められ、高齢・障害・児童といった種別間の隔たりを解消し、関係を密にしながら統合的にサービスの提供が行われる必要がある。そのためには、福祉サービスの評価についても、これまでのサービス評価に加えて、地域包括ケアの実践に基づく評価も検討する必要があると思われる。そういった視点からも、県社協は社会福祉法人のみならず、多様な福祉サービス事業団体・組織との関係づくりにより一層努めていくことが役割として重要と考える。

生活困窮当事者が地域に顕在化する中、生活福祉資金貸付のニーズは依然として高い。局内評価のとおり、単に貸し付けを進めるだけではなく「家計再建支援」が今後の重要な取り組みになるとと思われる。家計再建は、多様な課題があり生活困窮となった個人や世帯に対して、地域の民生委員や地区社協等、多様な人や組織と協働して、継続的な支援ができるよう取り組んでいくことを求めたい。

基本目標Ⅲ 福祉サービスの質の向上に向けた人材の確保・定着・育成の取り組みの強化

時代は変化し続け、新たな問題が次々と顕在化し、福祉に求められることが多様化する今日、2000年に社会福祉法が施行された後も「財政難」と「人の問題」は回避することが未だできていない課題となっている。その中で、県社協が福祉・介護人材を発掘・育成しようとする姿勢・実践は適切で、かつ、青年期の若者たちにも福祉・介護の仕事の魅力を伝えるなど新しい試みもあり、今後も継続して行っていくことが望まれる。

一方、今後については、福祉に携わる専門職を広くとらえ、人が安心して生活を続けるために、どのような専門性が必要なのかを分析し、さまざまな福祉・介護職の教育カリキュラムを策定して実施することも必要になる。広く福祉を捉え、発展させる役割を担う社会福祉協議会ならではの人材開発の方法を、広くネットワークや協働のスキルを活用して検討、開発されることを期待する。

基本目標Ⅳ 県社協組織・活動基盤の整備

県社協は、地域福祉推進に貢献していくことが一層期待されているが、そのためには協議会としての組織力が何より大切になってくる。国や県の制度・政策動向の把握に努め、実践力が脆弱にならないよう、関係者も含めた県社協全体で対話を重ね、合意形成を図りながら実践していくことが必要である。

事務局においても、事務局内外の課題共有の作業等を通じて、社会福祉協議会としてやるべきことを見出し、有する力を結集して取り組み、その後評価するというプロセスをどの事業においても求めたい。

社会福祉協議会の仕事を夢を持って入職した、福祉について基本的知識を十分持つ職員たちが社協の仕事を通して社会に一層貢献できるよう、社協組織・活動基盤の整備が進むことを期待する。